小平市公共施設飲料自動販売機
設 置 事 業 者 募 集 要 領

令和８年１１月

小　　平　　市

目　　次

１　入札物件　・・・

小平市（以下「市」という。）では、公共施設に飲料自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集し、一般競争入札により決定します。

この募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、内容を確認の上、お申込みください。

１　入札物件

下表のとおりとし、物件番号ごとで入札を行います。

物件番号	設置場所	土地貸付面積	台数	定額貸付料（月額）
1	小川公民館入口前 （小平市小川町1-1012）	２㎡	1	８２８円
2	上水南公民館入口前 （小平市上水南町1-27-1）	２㎡	1	１，０８６円
3	上宿図書館入口前 （小平市小川町1-345）	２㎡	1	８６４円
4	天神グラウンド駐車場 （小平市天神町4-12-1）	２㎡	1	８９４円
5	花小金井南市民広場駐車場 （小平市花小金井南町2-12-17）	２㎡	1	１，１１６円
6	新小平駅北有料自転車駐車場 （小平市小川東町5-12-24）	２㎡	1	１，００２円
7	一橋学園駅東有料自転車駐車場 （小平市学園東町2-1-2）	２㎡	1	１，０９８円
8	小平駅北第二有料自転車駐車場 （小平市美園町3-18-1）	２㎡	1	９６６円

※貸付面積は、実際に占用する面積によらず、上表の面積を標準とします。また、貸付面積内で、空き容器回収ボックスの設置をしなければならないものとします、

※現地確認をする場合には各自で施設にご連絡ください。（連絡先は７ページをご参照ください。）

２　応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）飲料自動販売機の設置について、過去２か年の間に国又は地方公共団体と契約を締結しかつ、誠実に履行したことがあること。

（３）国税、都税、市税の滞納がないこと。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号から第６号までに該当する団体又は団体に属している者でないこと。

（5）会社更生法第１７条の規定に基づく更生手続き開始がなされていない者又は民事再生法第２１条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

３　飲料自動販売機の設置条件等

（1）契約の内容

地方自治法第２３８条の４第２項に規定する行政財産の貸付契約とする。

（2）貸付料等

ア　貸付料は、定額貸付料に売上金額に落札した料率を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、切り捨てる。）を加えた額とする。

イ　設置事業者は、市が発行する納付書により、市が定めた期日までに貸付料を支払うものとする。

ウ　一度納付された貸付料は、還付は行わないものとする。ただし、公用又は公共用に供するため契約を解除する場合は、貸付料の全部又は一部を還付する。

エ　飲料自動販売機の設置に伴い発生する光熱水費及び必要経費は設置事業者の負担とする。また、飲料自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費についても設置事業者の負担とする。

（3）貸付期間

令和９年４月１日（木）から令和１４年３月３１日（水）まで（５年間）

（4）管理運営上の遵守事項

ア　自動販売機は、貸付面積内に収まるように設置すること。

イ　販売品目は、あらかじめ施設管理者と調整すること。

ウ　自動販売機の外観、形状、塗装等は、周辺環境に配慮したものとすること。

エ　自動販売機は、環境負荷の少ない機種とし、消費電力等を抑えること。

オ　自動販売機に必要な電源設備は、設置事業者の負担で設置し、電気新設の申込手続き、電気使用契約、電気料金の支払いについても設置事業者が直接電力会社に行うこと。

カ　屋外に設置する自動販売機は、盗難防止装置等の防犯器具を備えた機種とすること。

キ　自動販売機は、商品選択ボタン、金銭投入口・取出口、商品の取出口等が、すべての人に使いやすいよう配慮されたユニバーサルデザイン仕様とすること。

ク　「自動販売機の据付基準」（ＪＩＳ規格）及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。ただし、設置床面及び背面へのアンカーボルトによる固定はしないこと。

ケ　自動販売機の設置、故障時の対応、商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等の維持管理については、設置事業者が適切に行うこと。

コ　原則として自動販売機１台に１個以上の空き容器回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

　また、回収ボックスは、缶、ペットボトル等を分別回収できるものとし、空き容器があふれたりすることがないよう適切な維持管理を行うこと。

サ　物件番号１、２、３の自動販売機については、大規模災害の発生時において、市の要請に応

じて自動販売機内の商品を無償提供すること。

シ　災害発生に伴う停電時に飲料の提供が可能となるよう非常用電源等の対応がされていること。

ス　商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。

セ　自動販売機の故障、利用者の苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、故障、トラブル等が発生した場合の緊急連絡先を自動販売機のわかりやすい位置に明示すること。

ソ　自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

タ　その他自動販売機の設置に当たっては、施設管理者と十分協議すること。

チ　設置事業者は、貸付物件を滅失又は損傷した場合又貸付物件を市に返還する場合には、速やかに原状回復すること。また、設置事業者は原状回復に要した費用及び自動販売機の設置に伴い貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他費用があっても、市に請求できないものとする。

4　入札参加申込

（1）受付期間

令和８年１１月２０日（金）から令和８年１２月１１日（金）まで

（2）申込方法

受付期間内に、郵送（書留、簡易書留又はレターパックプラス）により提出してください。

※申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合には応募を受け付けることができませんのでご注意ください。

※持参による提出も可としますが、受付期間内の開庁時間（午前８時３０分から午後５時まで）のみの受付とします。

＜郵送先＞

〒187-8701

東京都小平市小川町２丁目１３３３番地

小平市役所企画政策部公共施設マネジメント課財産担当

（3）提出書類

No.	提出書類	摘要
1	入札参加申込書（別記様式第１号）	
2	誓約書・実績報告書（別記様式第２号）	
3	法人登記簿謄本（原本）	個人の場合は住民票の写し（原本） ※マイナンバーの記載のないもの 発行後３か月以内のもの
4	印鑑登録証明書（原本）	発行後３か月以内のもの

5	国税の納税証明書（原本） （その３の３ 法人税、消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明）	
6	都税の納税証明書（原本） （直近の法人都民税の納税証明書）	
7	担当者の名刺	

※別記様式第１号及び第２号は市のホームページからダウンロードして使用してください。

※市が必要と認める場合は、上記以外にも追加資料の提出を求めることがあります。

※提出された書類は、理由に関わらず返却できません。

５　募集要領等に対する質問

募集要領等について質問がある場合は、次の期間中に質問書（別記様式第３号）を電子メールに添付し提出してください。電話や口頭での質問は一切受けられませんのでご注意ください。

（１）受付期間

令和８年１１月２０日（金）から令和８年１１月３０日（月）まで

（２）提出先等

小平市役所企画政策部公共施設マネジメント課財産担当

電子メール　facility-mg@city.kodaira.lg.jp

（３）質問の回答

令和８年１２月４日（金）午後５時までに市ホームページに掲載します。

６　入札

（１）入札期限

令和８年１２月２５日（金）まで（※必着）

（２）受付場所

入札参加申込後に小平市から送付される入札書に必要事項を記入・押印の上、入札参加申込と同様、郵送（書留、簡易書留又はレターパックプラス）により提出してください。

※入札書が入札期限内に到着しない場合や不備があった場合には入札は無効としますのでご注意ください。

※持参による提出も可としますが、入札期限内の開庁時間（午前８時３０分から午後５時まで）のみの受付とします。

※入札物件ごとに封筒に入れてください（複数の物件に入札する場合、市への提出はまとめて郵送していただいてかまいません）。

＜郵送先＞

〒187-8701

東京都小平市小川町２丁目１３３３番地

小平市役所企画政策部公共施設マネジメント課財産担当

（3）入札料率

入札料率は、物件ごとに売上比例部分の料率を記入してください。

（4）入札保証金

免除とします。

7　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア　入札参加資格のない者がした入札

イ　入札書の記載事項が不明又は入札書に記名若しくは押印がない入札

ウ　同一の物件番号の入札に２通以上の入札書を提出した者がした入札

エ　他人の代理を兼ね、又は２人以上の代理をした者がした入札

オ　入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

カ　郵便等による入札書で所定の日時までに所定の場所に到着しない入札

8　開札

日　　時　　令和９年１月８日（金）１０時から

場　　所　　小平市役所６階　６０２会議室

入　　場　　午前９時５０分から午前１０時３０分まで

結果掲示　　午前１０時１５分ごろから午前１０時３０分まで

※結果の確認だけでの来場も可能です。

※開札の立会いは任意となりますが、入場する場合は申込時に入札参加申込書の指定箇所に記入をお願いします。

※入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行います。

9　落札者の決定方法等

（1）提出書類の審査を行い、参加資格を満たしている者を選定対象とします。

（2）入札は、物件ごとに行い、入札書に記入された売上比例部分の料率の値が最高の値であった者を落札者とします。

（3）落札者となるべき最高の値の入札をした者が２者以上あるときは、当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定します。なお、くじを引かない者があるとき（当該入札者がいないときを含む。）は、これに代えて当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせます。この場合、異議の申立てはできません。

１０　入札結果の公表

入札結果は、市ホームページで開札日の午後５時までに公表予定です。掲載する項目は全入札者名及び入札料率（売上比例部分の料率）とします。なお、入札者が個人の場合にあっては、入札者名を「個人」と表記します。

※開札作業終了後、開札会場にも入札結果を掲示します。

１１　契約の締結等

行政財産賃貸借契約書（案）を原則として、本市と落札者の間で細部について調整の上、令和９年２月１２日（金）までに公共施設マネジメント課窓口にて契約を締結します。

※契約書に必要な印紙税は、落札者の負担となります。

設置場所連絡先

物件番号	設置場所	所管部署	連絡先
1	小川公民館入口前 (小平市小川町1-1012)	小川公民館	042-343-3620
2	上水南公民館入口前 (小平市上水南町1-27-1)	上水南公民館	042-325-4133
3	上宿図書館入口前 (小平市小川町1-345)	上宿図書館	042-344-3360
4	天神グラウンド駐車場 (小平市天神町4-12-1)	文化スポーツ課	042-346-9612
5	花小金井南市民広場駐車場 (小平市花小金井南町2-12-17)	文化スポーツ課	042-346-9612
6	新小平駅北有料自転車駐車場 (小平市小川東町5-12-24)	交通対策課	042-346-9549
7	一橋学園駅東有料自転車駐車場 (小平市学園東町2-1-2)	交通対策課	042-346-9549
8	小平駅北第二有料自転車駐車場 (小平市美園町3-18-1)	交通対策課	042-346-9549

別記様式第1号

令和　年　月　日

入 札 参 加 申 込 書

小平市長　小　林　洋　子　殿

小平市公共施設飲料自動販売機設置事業者募集要領に基づき、添付書類を添えて申し込みます。

1　申込者

住　所　（　所　在　地　）	
氏名（名称及び代表者氏名）	印
電　　話　　番　　号	
電　子　メ　ー　ル	
担　　当　　者　　名	
開　　札　　立　　会	あり　・　なし

※住所、氏名（法人の場合に当たっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、電話番号、電子メール、担当者名をご記入のうえ、押印してご提出ください（法人の場合は、法人代表者印）。

2　応募物件　応募する物件番号に〇を付けてください。

１　２　３　４　５　６　７　８

3　添付書類

小平市公共施設飲料自動販売機設置事業者募集要領の「4　入札参加申込（3）提出書類」に記載されている書類を添付

別記様式第２号

令和　年　月　日

誓 約 書

小平市長　小　林　洋　子　殿

申込者
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）　　印
電話番号

小平市公共施設飲料自動販売機設置事業者募集要領に基づく入札参加の申込みにあたり、同要領の「２　応募資格要件」を満たしていることを誓約いたします。

事 業 実 績 報 告 書

次のとおり、直近２か年の間に、公共施設に設置している飲料自動販売機の実績を報告します。

設置施設名	所在地（市外でも可。）	設置期間
（例）〇〇市本庁舎	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号	令和７年４月から 現在まで

別記様式第３号

令和　　年　　月　　日

質 問 書

小平市長　小　林　洋　子　殿

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）
電話番号
電子メール

小平市公共施設飲料自動販売機設置事業者募集について、次の事項について質問します。

質問事項

担当部署名 （個人の場合は不要）	担当者氏名 （個人の場合は不要）

※行が不足する場合は、行を追加してください。

入 札 用 封 筒 記 載 例

表

〒187-8701

切手

【　　】

書留
簡易書留

小平市小川町2丁目1333番地

小平市役所　公共施設マネジメント課　財産担当

入札書在中

裏

件名　小平市公共施設飲料自動販売機一般競争入札

物件番号　1

入札する物件番号をご記入ください。

住　所（所在地）

氏　名（名称及び代表者氏名）

行政財産賃貸借契約書（案）

賃貸人小平市（以下「甲」という。）と賃借人○○（以下「乙」という。）は、次の条項により行政財産賃貸借契約を締結する。

（賃貸物件）
第１条　甲は、その所有する次に掲げる行政財産（以下「賃貸物件」という。）を、乙に賃貸する。

施設名	所在地	貸付面積
○○○	小平市○○町○丁目○番○	２㎡

（使用目的）
第２条　乙は、賃貸物件を令和８年１１月２０日の入札公告時に公表した「小平市公共施設飲料自動販売機設置事業者募集要領」に定める諸条件を了承した上でこれを遵守し、飲料自動販売機及び容器回収ボックス設置のためにのみ使用するものとする。

（賃貸借期間）
第３条　賃貸物件の賃貸借期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとする。
２　飲料自動販売機の設置及び撤去の日は、甲及び乙にて協議の上、賃貸借期間内で甲が指定する日とする。

（賃料）
第４条　賃料は、定額部分である金○○，○○○円と月ごとの売上額に○○パーセントを乗じて得た額を合算した金額を月額とする。
２　賃貸借期間に１月未満の端数があるときは、１月として計算するものとする。
３　乙は、この契約に係る飲料自動販売機の売上状況をまとめた売上報告書を月ごとに作成し、翌月１５日までに甲に提出しなければならない。

（賃料の納付）
第５条　乙は、前条に定める賃料を、契約期間中の年度ごとに甲の発行する納入通知書により、指定された納期限内に納付しなければならない。

（賃料の不還付）
第６条　既納の賃料は、還付しない。ただし、賃貸物件を公用又は公共用に供するため、この契約を解除する場合は、賃料の全部又は一部を還付する。

（遅延利息）
第７条　乙が第５条に定める賃料を指定された納期限までに納付しなかったときは、乙は、納期限の翌日から納付の日までの年１４．６パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該遅延利息の金額が１００円未満であるときは徴収しない。

（経費の負担）
第８条　飲料自動販売機の設置、維持、保存、利用、撤去、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の書面による承諾を得ることなく、改良等の行為をすることはできない。

（契約保証金）
第９条　契約保証金は、免除する。

（物件の引渡し）
第 10 条　甲は、第３条に定める貸付期間の初日に、賃貸物件を乙に引き渡す。

（転貸等の禁止）
第 11 条　乙は、事前に甲の書面による承認を得ることなく、賃貸物件を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

（調査協力義務）
第 12 条　甲は、賃貸物件について、随時、その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

（契約の解除）
第 13 条　甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
(1)　甲のほか、国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共の用に供するために賃貸物件を必要とするとき。
(2)　乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。
(3)　乙が、甲又は自らの信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
２　乙は、前項第１号の規定により本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、甲にその補償を請求することができる。
３　甲は、第１項第２号及び同項第３号の規定により本契約を解除した場合において乙に損失が生じてもその損失を補償しない。

（原状回復）
第 14 条　乙は、前条第１項の規定により契約を解除された場合又は賃貸借期間が満了した場合においては、自己の負担で、速やかに賃貸物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が書面により原状回復を免除した場合は、この限りでない。
２　甲は、乙が前項に定める原状回復を行わない場合には、乙に代わって、賃貸物件を収去し原状回復することができる。この場合において、乙は、甲による原状回復について、異議を申し出ることができず、また、甲が原状回復に要した費用を負担しなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）
第 15 条　乙は、賃貸借期間終了時に、賃貸物件に投じた有益費又は必要費等があったときも、財産上の請求を行わないものとする。

（損害賠償）
第 16 条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。

（契約の費用）
第 17 条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）
第 18 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（暴力団等排除に関する特約条項）
第 19 条　暴力団等排除については、暴力団等排除に関する特約条項に定めるところによる。

（疑義の決定等）
第 20 条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙の協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、甲と乙とは本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ１通を保有する。

令和〇年〇月〇日

賃貸人（甲）
小平市
小平市長　小　林　洋　子

賃借人（乙）
所在地又は住所
名称又は商号
代 表 者　　㊞

暴力団等排除に関する特約条項

（禁止事項）

第１条　乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、この土地の所有権を第三者に移転し、又はこの土地を第三者に貸してはならない。

（暴力団等排除に係る契約解除）

第２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

(1) 前条の規定に違反したとき

(2) 法第２条第２号に規定する暴力団

(3) 暴力団関係者（法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）

２　乙は、前項第１号の規定によりこの契約を解除された場合においては、土地売買契約書第３条の売買代金（以下「売買代金」という。）の２割に相当する額を、違約金（損害賠償額の予定）として甲に支払わなければならない。

３　乙は、前条に定める義務に違反し、この土地を暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供したと認められる場合において、第１項第１号の規定によりこの契約を解除されたときは、前項の違約金に加えて売買代金の８割に相当する額を、制裁金（違約罰）として甲に支払わなければならない。

４　乙は、第１項第２号又は第３号の規定によりこの契約を解除された場合においては、売買代金の３割に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。

５　前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解さない。

（乙の原状回復義務）

第３条　乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに自己の負担において、この土地を原状に回復して甲に返還しなければならないものとする。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができるものとする。

２　乙は、前項ただし書の場合において、この土地が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

３　乙は、第１項の規定によりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、この土地の所有権移転登記の承諾書その他必要な書類を甲に提出しなければならない。

（返還金等）

第４条　甲は、乙の前条の義務の履行を確認したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　甲は、第２条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

３　甲は、第２条に定める解除権を行使したときは、乙がこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

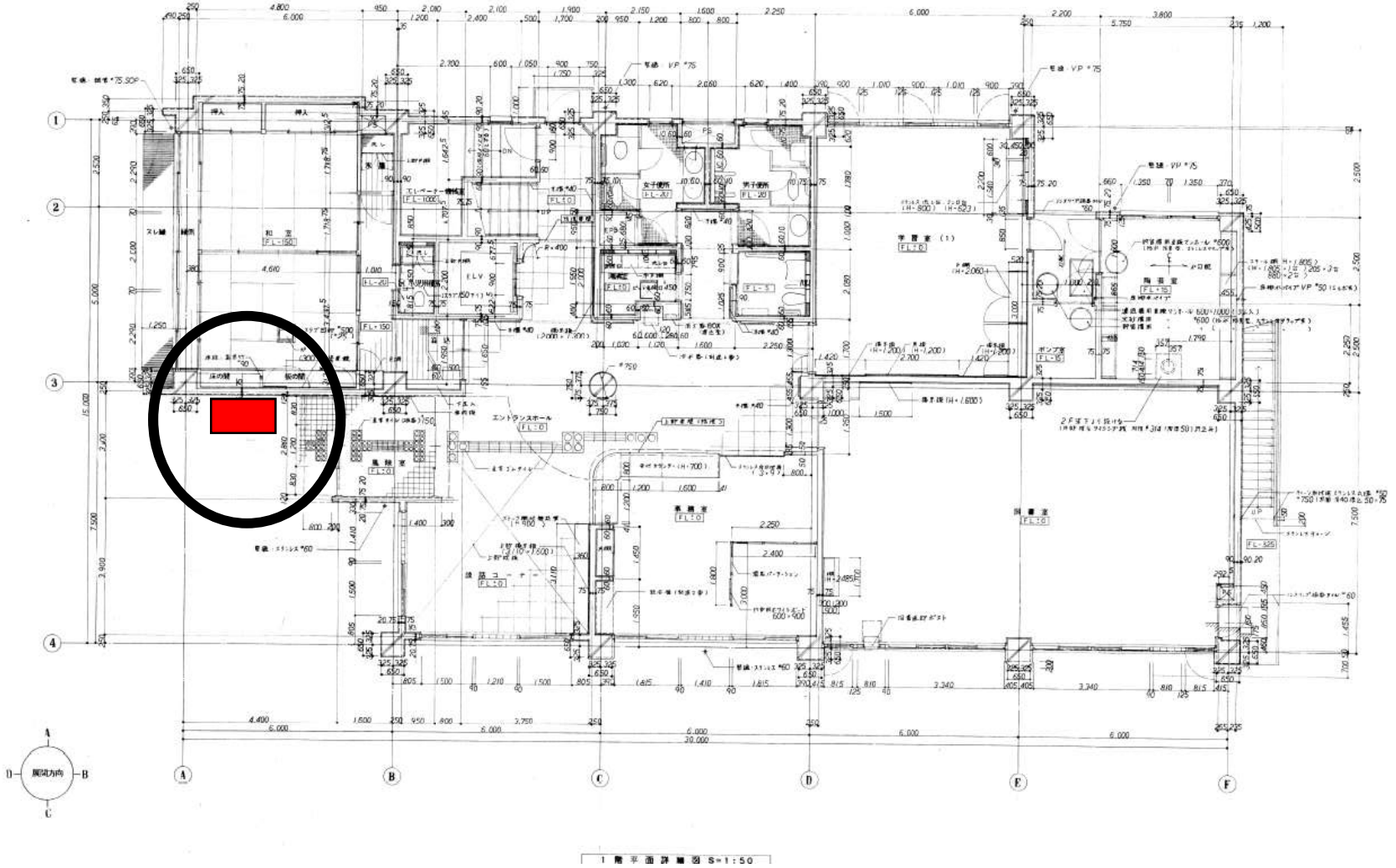
４　甲は、第２条に定める解除権を行使したときに乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（返還金の相殺）

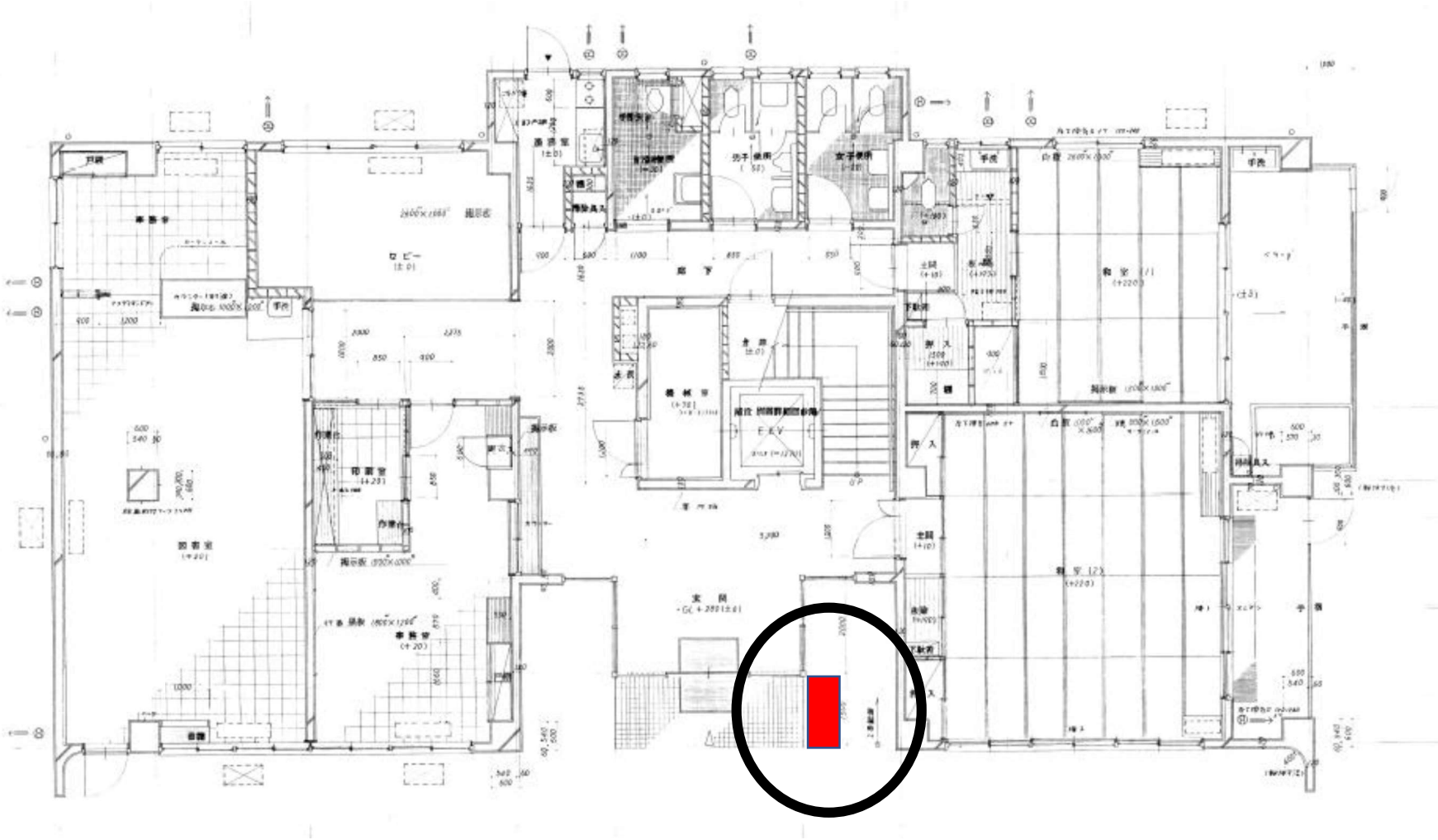
第５条　甲は、前条第１項の規定により、乙が支払った売買代金を返還する場合において、乙が第２条第２項又は第４項に定める違約金、同条第３項に定める制裁金及び第３条第２項に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、当該返還金の全部又は一部と相殺することができる。

（次ページ以降に、貸付部分の図と募集要領を挿入）

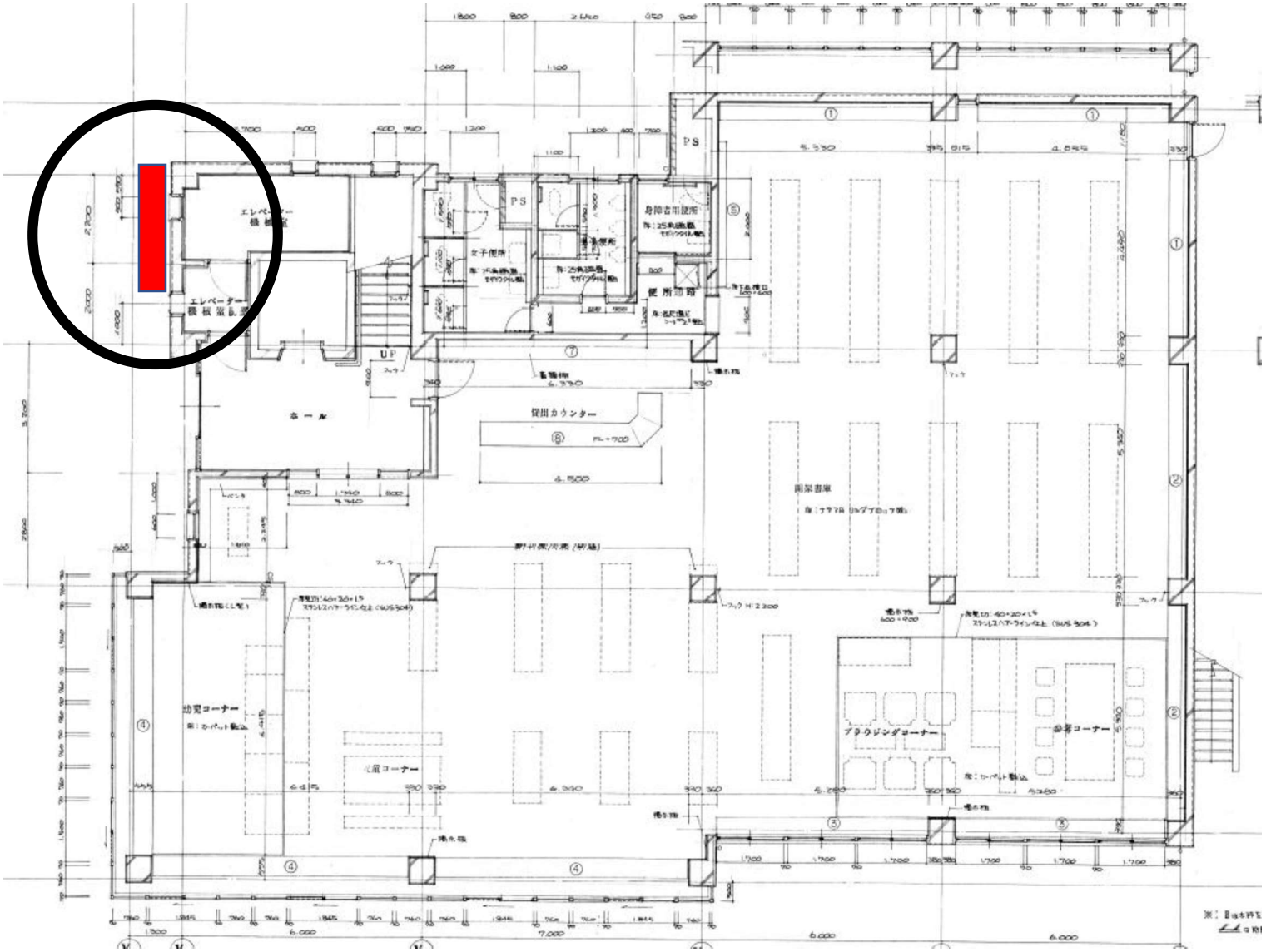
物件番号１　小川公民館入口前



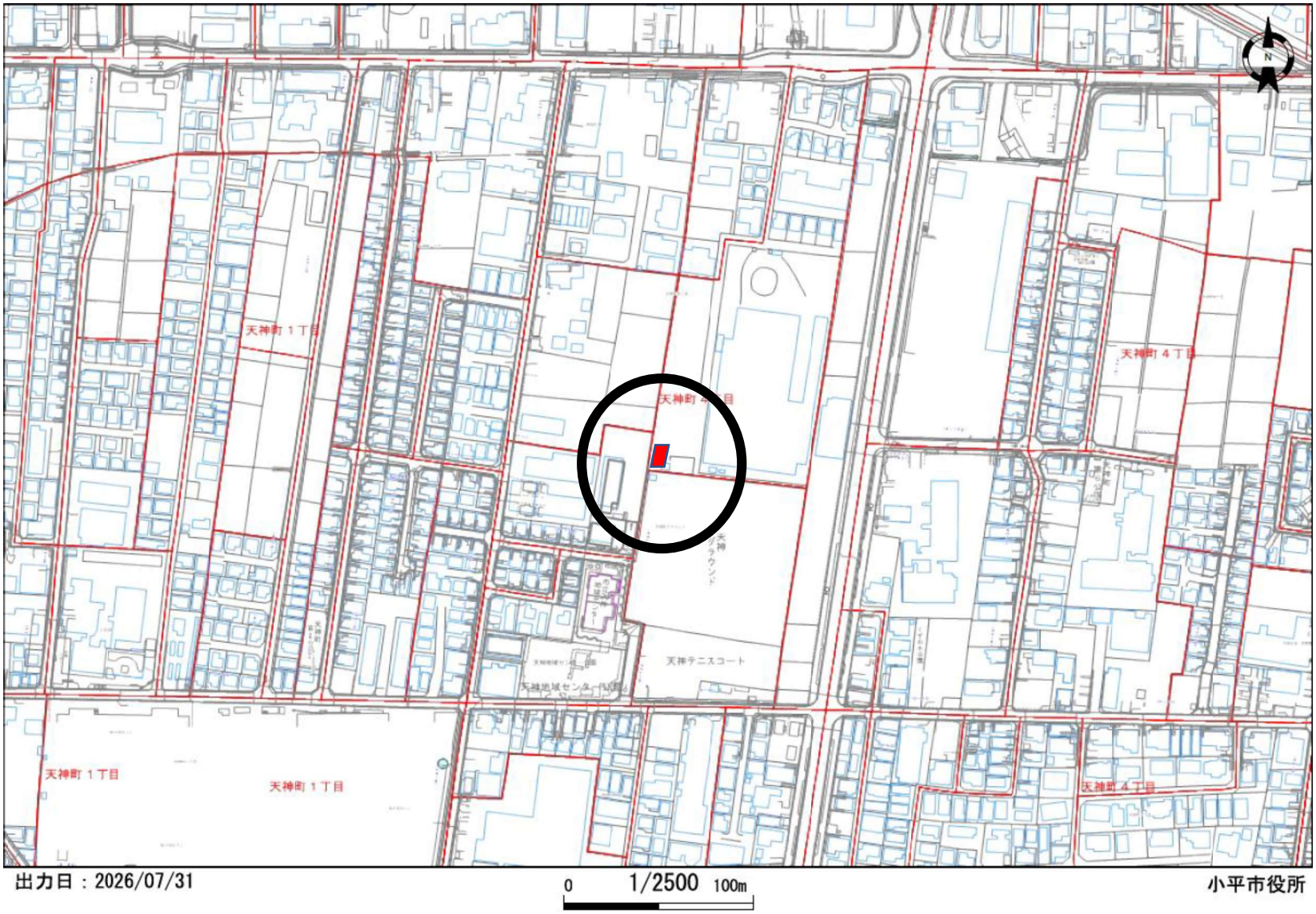
物件番号２　上水南公民館入口前



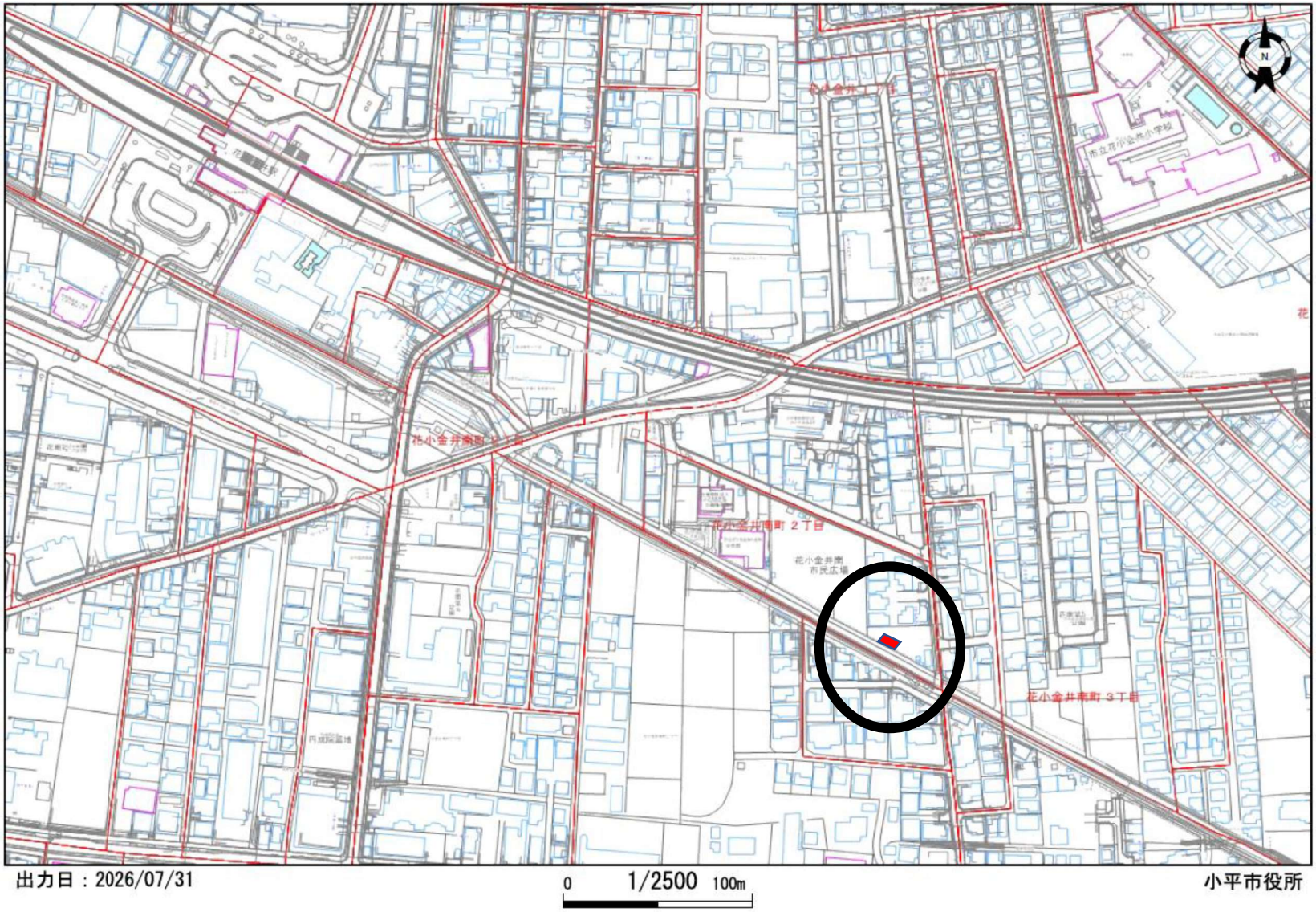
物件番号３　上宿図書館入口前



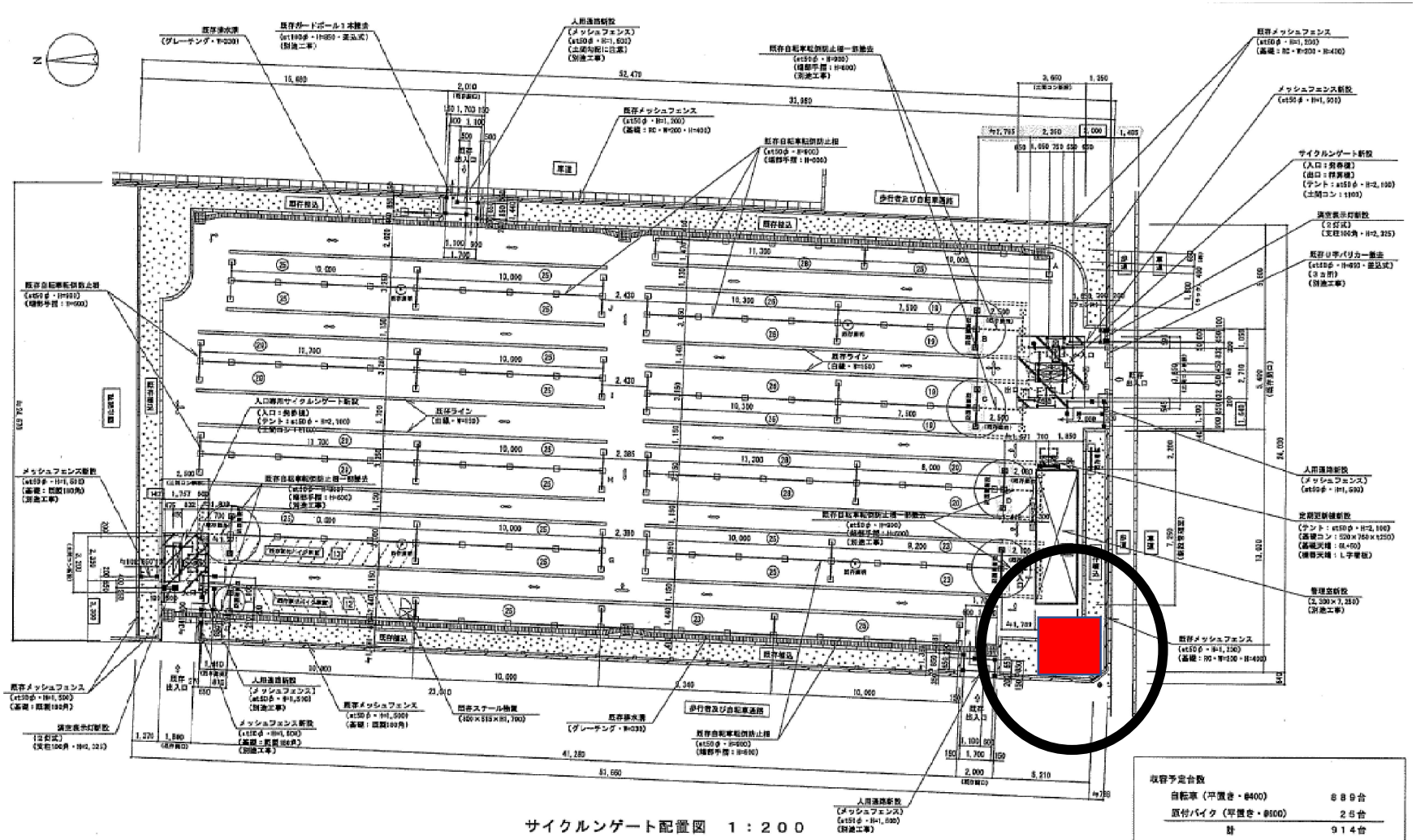
物件番号４　天神グラウンド駐車場



物件番号５　花小金井南市民広場駐車場

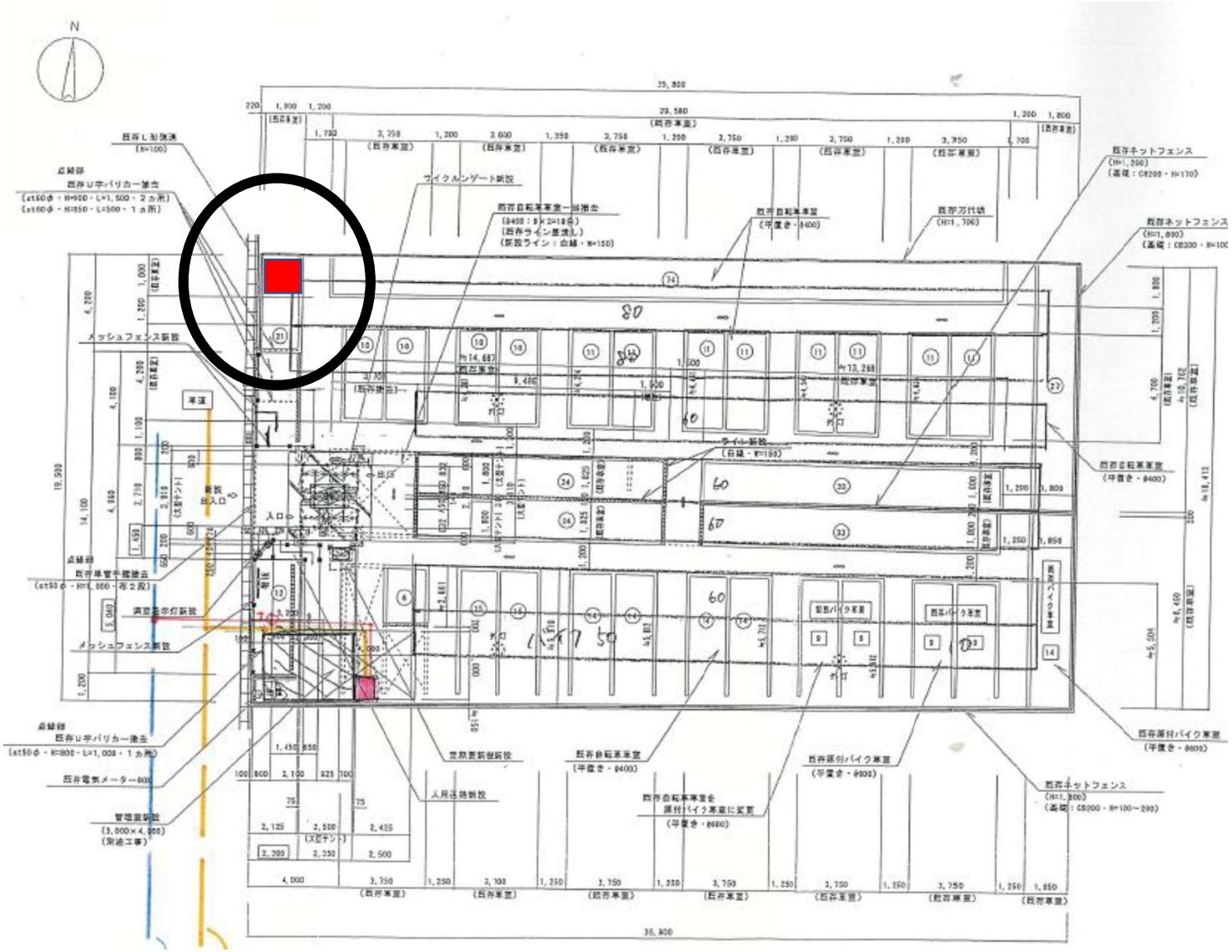


物件番号６　新小平駅北有料自転車駐車場

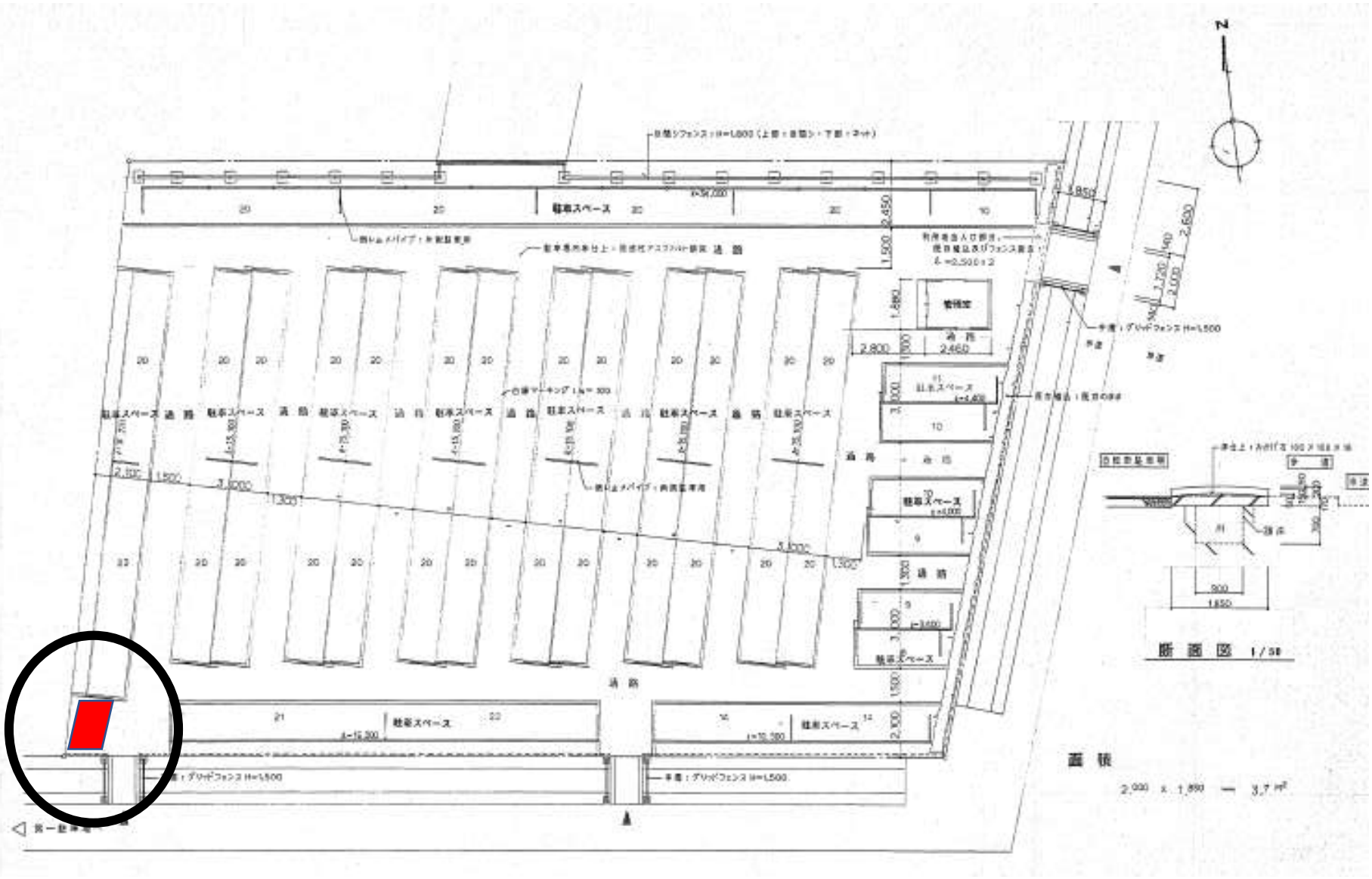


サイクルンゲート配置図　１：２００

物件番号７　一橋学園駅東有料自転車駐車場



物件番号８　小平駅北第二有料自転車駐車場



小平市公共施設飲料自動販売機設置事業者募集要領

令和８年１１月発行

編集・発行　小平市企画政策部公共施設マネジメント課
小平市小川町２丁目１３３３番地
電話　０４２（３４６）９５５７